

お取引先各位

2017年11月吉日  
戸田建設株式会社

約束手形及び電子記録債権によるお支払いについて  
(支払サイトの変更)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではお取引先へのお支払について個別契約に基づいた支払条件により支払を行っております。今般、支払条件を一部見直し、約束手形又は電子記録債権の支払サイト（振出日から期日を迎えるまでの期間）を4ヶ月としておりましたが、2ヶ月へ変更させていただきます。

なお、個別契約において一部又は全部を、約束手形又は電子記録債権とする支払条件の場合、ご請求いただいた金額のうち約束手形又は電子記録債権による支払金額が300万円以上の場合には約束手形又は電子記録債権によるお支払を行っており、300万円に満たない場合には個別契約支払条件に係らず、現金振り込みによるお支払いとさせていただきます。

詳細については下記の通りです。

敬具

記

1. 変更内容 現 行 約束手形・電子記録債権の支払サイト（4ヶ月）

変更後 約束手形・電子記録債権の支払サイト（2ヶ月）

2. 変更時期 2017年12月11日のお支払分より適用致します。

以上

※本件に関するお問合せ先 財務部財務課(03-3535-1367)